

競技会（競泳）規則

一般社団法人日本マスターズ水泳協会 競技会（競泳）規則

総 則

本規則は、一般社団法人日本マスターズ水泳協会（以下「本協会」という）が主催する競技会（公式競技会）と、本協会により公認された競技会（公認競技会）を対象として適用される。

第1条 競技会の種類

競技会の種類は次のとおりとする。

1 公式競技会

本協会が主催する競技会で、出場条件を満たした全てのチームと個人が参加資格を有する。

2 公認競技会（公認記録会）

(1) オープン競技会

チーム、グループまたは本協会が認める団体が主催する競技会で、出場条件を満たした全てのチームと個人が参加資格を有する。

(2) 限定競技会

チームまたはグループが主催する競技会で、特定のチームと個人が参加資格を有する。単独チームに限定した競技会は許されない。

3 国際競技会（国内開催）

本協会が主催する競技会で、世界水泳連盟（World Aquatics）に加盟する国のマスターズ水泳組織に登録して、出場条件を満たした全てのチームと個人が参加資格を有する。

第2条 競技会の開催要件

1 公式競技会・国際競技会の公表

4月1日から翌年3月末日までに実施する予定の公式競技会・国際競技会は、毎年1月末日までに本協会の理事会によって決定し大綱（競技会名、開催期日、会場等）を公表する。

2 公認競技会の申請

公認競技会は、開催期日より起算して6ヶ月前まで（公認記録会は4か月前まで）に主催者が本協会の定める申請書で申請すること。承認後、本協会から公認番号を交付する。

3 開催要項の発表

公式競技会・公認競技会の詳細な開催要項は、競技会初日の3週間前までに公表すること。開催要項には、交付された公認番号、主催、主管団体、開催日程、会場、競技内容、参加資格、参加料、表彰内容等を記載する。

4 出場制限

(1) 全ての競技会において、競技者が1日に出場できるのは、2種目以内とする。（ただし、リレー種目は除く）

(2) 競技者は、同日に複数の競技会に出場することはできない。

5 競技役員

(1) 競技役員は、主催者の責任において編成する。

- (2) 審判長、副審判長、泳法審判員および出発合図員は、公益財団法人日本水泳連盟の競泳競技公認審判員および公認競技役員でなければならない。そのうち審判長は、A 級または B 級審判員でなければならない。
- (3) 競技役員は、競泳競技公認審判員および公認競技役員で編成することが望ましいが、競泳競技公認審判員および公認競技役員が不足する場合は、(2)の役職を除き、補助役員をもって充てることができる。

6 計時装置

本協会が認めた自動審判計時装置（以下「全自動装置」という）または自動計時装置（以下「半自動装置」という）を使用しなければならない。

7 競技施設

競技施設は、公益財団法人日本水泳連盟のプール公認規則に基づき公認されたプール（以下「公認プール」という）でなければならない。ただし、当分の間、暫定の処置として公認プールの認定を得ていないプールであっても本協会の承認によって公認競技会を行うことができる。

世界記録の申請は、公認プールで樹立された記録に限られる。

8 参加料

競技会の主催者は、参加申込者より参加料を徴収することができる。

9 表彰

参加者に対して適切な範囲内において表彰を行うことができる。

10 救護体制の整備

- (1) 競技会期間中は、医師または看護師（救急救命士）の配置を行う。医師または看護師（救急救命士）は、参加者への出場停止勧告を行う権限をもつ。
- (2) 監視員を配置する。

第3条 競技会の名称制限

「全日本」「日本」「全国」など日本を代表する意味を持つ語句を競技会の名称に冠する場合は、事前に本協会の承認を得なければならない。

第4条 競技会の参加資格

競技会に参加する者は、競技会申込日までに、本協会に登録したチームから個人競技者登録が完了していなければならない。

1 登録

暦年齢 18 歳以上の者が登録することができる。

2 登録有効期間

登録年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

3 チーム登録

1 名以上の個人競技者登録を行うこと。

4 個人競技者登録

競技者として複数のチームに登録することができる。ただし、競技会ごとに申し込みチームを選択すること。

5 競技会の申し込みは、所属チームから行わなければならない。

- 6 所属チームは、参加にあたって本人に次の事項を確認するものとする。
 - (1) 医師の健康診断または本人の自己申告に基づき、健康上異常がないこと。
 - (2) 競技会当日より前1ヶ月の間、週1回以上の水泳練習を行っていること。
 - (3) 競技会出場にあたって自己の体調に留意すること。
 - (4) 競技会期間中に、大会医務委員により出場停止の勧告がされた場合は、その指示に従うこと。

第5条 年齢区分

- 1 競技会の個人種目は、競技者の暦年齢により次の年齢区分によって行われる。
 18歳～24歳・25歳～29歳・30歳～34歳・35歳～39歳・40歳～44歳・45歳～49歳
 50歳～54歳・55歳～59歳・60歳～64歳・65歳～69歳・70歳～74歳・75歳～79歳
 80歳～84歳・85歳～89歳・90歳～94歳・95歳～99歳・100歳～104歳
 以降同様に5歳ごと
- 2 競技会のリレー種目は、競技者4名の暦年齢の合計により次の年齢区分によって行われる。
 72歳～119歳・120歳～159歳・160歳～199歳・200歳～239歳・240歳～279歳
 280歳～319歳・320歳～359歳・360歳～399歳
 以降同様に40歳ごと
- 3 暦年齢は、競技会開催年の12月31日現在の年齢とする。

第6条 記録

- 1 競技会における記録は、競技会主催者から本協会への報告をもって公認記録とする。
- 2 当初計画において、公式競技会・公認競技会の条件を満たしている場合においても、開催中に第2条2項から6項の条件が欠けた場合は、記録の公認を受けることができない。
- 3 公認される記録(短水路・長水路)は、公式競技会および公認競技会の記録であって、男女とも、次の種目・距離に限られる。

(1) 短水路

自由形	25m	50m	100m	200m	400m	800m	1500m
背泳ぎ	25m	50m	100m	200m			
平泳ぎ	25m	50m	100m	200m			
バタフライ	25m	50m	100m	200m			
個人メドレー	100m	200m	400m				
フリーリレー	4×25m	4×50m	4×100m	4×200m			
メドレーリレー	4×25m	4×50m	4×100m				
混合フリーリレー	4×25m	4×50m	4×100m	4×200m			
混合メドレーリレー	4×25m	4×50m	4×100m				

(2) 長水路

自由形	50m	100m	200m	400m	800m	1500m
背泳ぎ	50m	100m	200m			
平泳ぎ	50m	100m	200m			
バタフライ	50m	100m	200m			
個人メドレー	200m	400m				

フリーリレー	4×50m	4×100m	4×200m
メドレーリレー	4×50m	4×100m	
混合フリーリレー	4×50m	4×100m	4×200m
混合メドレーリレー	4×50m	4×100m	

- 4 主催者は、規定の方法に基づいて、競技会終了後 1 週間以内に本協会に報告しなければならない。
- 5 日本記録（短水路・長水路）は、本協会登録競技者が樹立した公認の最高記録であって、毎年 1 月 1 日現在ならびに 7 月 1 日現在をもって発表する。
 - (1) World Aquatics の公認した水着を着用した競技者が、現行の日本記録をしのぐ記録または同記録を樹立した時は、日本新記録とする。
 - (2) 日本新記録または同記録が樹立された時は、競技会記録と同時に所定の報告書を本協会に提出する。
 - (3) 国外における記録については、その競技会の統括団体が証明する報告書の提出をもってこれに代える。
 - (4) 日本新記録または同記録を樹立した競技者に対しては、「日本新記録証」を贈って永くその栄誉を讃える。リレーチームの競技者に対しては、各人に 1 枚贈る。
 - (5) 同一年度の 1 月から 6 月末、7 月から 12 月末に日本新記録または同記録を樹立した競技者で、各種目・距離・年齢区別で最高の記録の競技者に対して「日本記録証」を贈って永くその栄誉を讃える。リレーチームの競技者に対しては各人に 1 枚贈る。
- 6 World Aquatics の公認した水着を着用した競技者が、現行の世界記録をしのぐ記録または同記録を樹立した時は、本協会から World Aquatics へ報告できるよう、次のことを確認し手続きを取らなければならない。
 - (1) 25m 種目の各泳法およびリレー競技の 4×25m 種目は、世界記録として認められない。
 - (2) 24 歳以下の記録は、世界記録として認められない。また、リレーチームのメンバーに 24 歳以下の競技者が入った場合は、世界記録の対象とはならない。
 - (3) 公認プールにおいて現行の世界記録をしのぐ記録または同記録が樹立された時は、競技会終了後直ちに所定の報告書に必要書類を添付して本協会に提出する。
 - (4) 世界記録をしのぐ記録または同記録を樹立した競技者に対しては、「世界新記録証」を贈って永くその栄誉を讃える。リレーチームの競技者に対しては、各人に 1 枚贈る。
- 7 計時は全自動装置または半自動装置のいずれかによって行うが、装置の故障や突発的な事故の場合、バックアップのストップウォッチで計測した時間を認める。ただし、その場合の記録は、世界記録として認められない。
- 8 全ての記録は、競技会の個別の競技で成立したものでなければならない。

第 7 条 競技規則

本協会、競泳競技規則による。

第 8 条 スポーツマンシップ

- 1 スポーツとしての水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊びマスターズ水泳の向上と発展に自ら貢献しようとする意思を持つこと。
- 2 善良な市民、健全な社会人としての品位を保ち、市民社会におけるマスターズ水泳の地位の向

上に寄与すること。

- 3 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

第9条 違反競技者に対する処分

本協会に登録された競技者およびチームが、次の各項に該当すると認められたときは、第10条に基づき理事会の決議により処分を受ける。

- (1) 前条のスポーツマンシップに違反したとき
- (2) 本協会および競技会主催チーム、団体の名誉を著しく傷つけたとき

第10条 処分の内容

前条の競技者およびチームに対する処分は、その違反の程度に従い次のとおりとする。

- (1) 登録の永久停止
- (2) 5年以下の期限を定めた登録停止
- (3) 文章による戒告
- (4) 口頭による注意

第11条 改廃

本規則の改廃は理事会の議決による。

附則

本規則は2026年4月1日以降開催されるマスターズ水泳競技会に適用される。